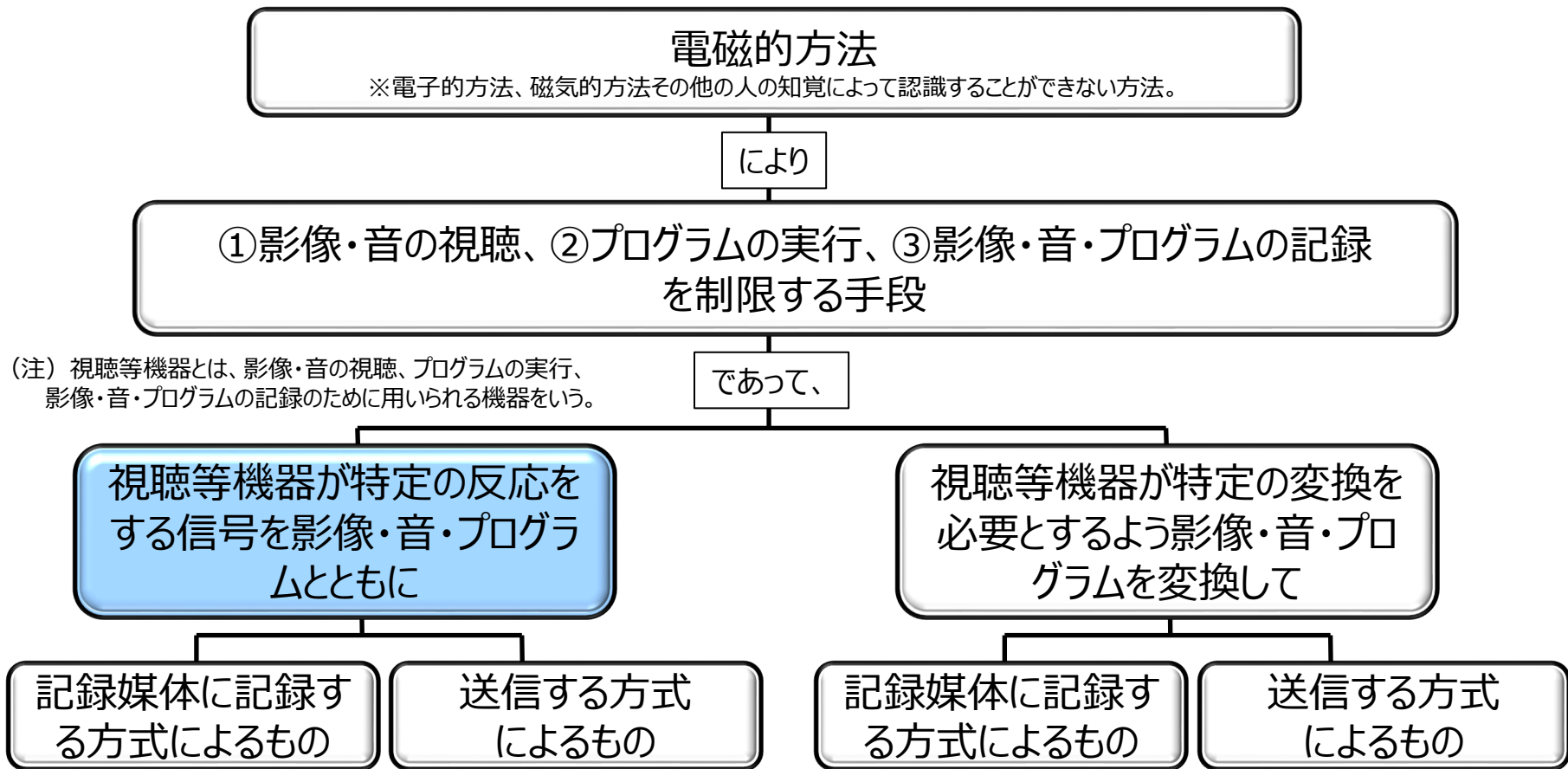


# 技術的な制限手段による保護について

## — 参考資料 —

平成29年9月26日  
産業構造審議会 知的財産分科会  
不正競争防止小委員会

# 不正競争防止法における「技術的制限手段」の定義（第2条第7項の構造）



(注) 視聴等機器とは、映像・音の視聴、プログラムの実行、映像・音・プログラムの記録のために用いられる機器をいう。

第二条 7 この法律において「技術的制限手段」とは、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により映像若しくは音の視聴若しくはプログラムの実行又は映像、音若しくはプログラムの記録を制限する手段であって、視聴等機器（映像若しくは音の視聴若しくはプログラムの実行又は映像、音若しくはプログラムの記録のために用いられる機器をいう。以下同じ。）が特定の反応をする信号を映像、音若しくはプログラムとともに記録媒体に記録し、若しくは送信する方式又は視聴等機器が特定の変換を必要とするよう映像、音若しくはプログラムを変換して記録媒体に記録し、若しくは送信する方式によるものをいう。

# 不正競争防止法上の技術的制限手段に係る不正競争の定義

## ○不正競争防止法

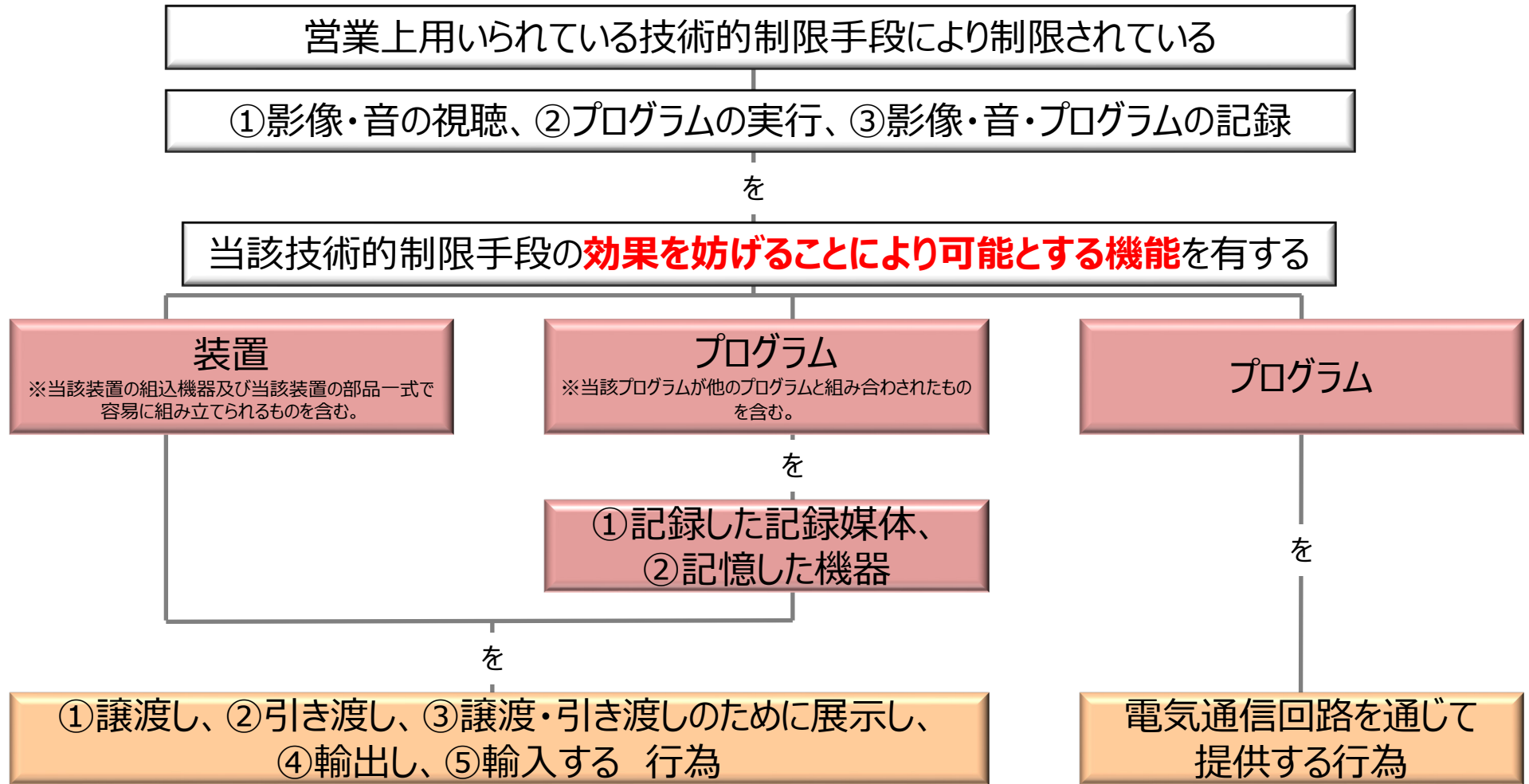
### (定義)

第二条 この法律において「不正競争」とは、次に掲げるものをいう。

十一 営業上用いられている技術的制限手段（他人が特定の者以外の者に影像若しくは音の視聴若しくはプログラムの実行又は影像、音若しくはプログラムの記録をさせないために用いているものを除く。）により制限されている影像若しくは音の視聴若しくはプログラムの実行又は影像、音若しくはプログラムの記録（以下この号において「影像の視聴等」という。）を当該技術的制限手段の効果を妨げることにより可能とする機能を有する装置（当該装置を組み込んだ機器及び当該装置の部品一式であって容易に組み立てることができるものを含む。）若しくは当該機能を有するプログラム（当該プログラムが他のプログラムと組み合わせられたものを含む。）を記録した記録媒体若しくは記憶した機器を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、若しくは輸入し、又は当該機能を有するプログラムを電気通信回線を通じて提供する行為（当該装置又は当該プログラムが当該機能以外の機能を併せて有する場合にあっては、影像の視聴等を当該技術的制限手段の効果を妨げることにより可能とする用途に供するために行うものに限る。）

十二 他人が特定の者以外の者に影像若しくは音の視聴若しくはプログラムの実行又は影像、音若しくはプログラムの記録をさせないために営業上用いている技術的制限手段により制限されている影像若しくは音の視聴若しくはプログラムの実行又は影像、音若しくはプログラムの記録（以下この号において「影像の視聴等」という。）を当該技術的制限手段の効果を妨げることにより可能とする機能を有する装置（当該装置を組み込んだ機器及び当該装置の部品一式であって容易に組み立てることができるものを含む。）若しくは当該機能を有するプログラム（当該プログラムが他のプログラムと組み合わせられたものを含む。）を記録した記録媒体若しくは記憶した機器を当該特定の者以外の者に譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、若しくは輸入し、又は当該機能を有するプログラムを電気通信回線を通じて提供する行為（当該装置又は当該プログラムが当該機能以外の機能を併せて有する場合にあっては、影像の視聴等を当該技術的制限手段の効果を妨げることにより可能とする用途に供するために行うものに限る。）

# 技術的制限手段に関する不正競争行為 (不正競争防止法 第2条第1項第11号・第12号の構造)



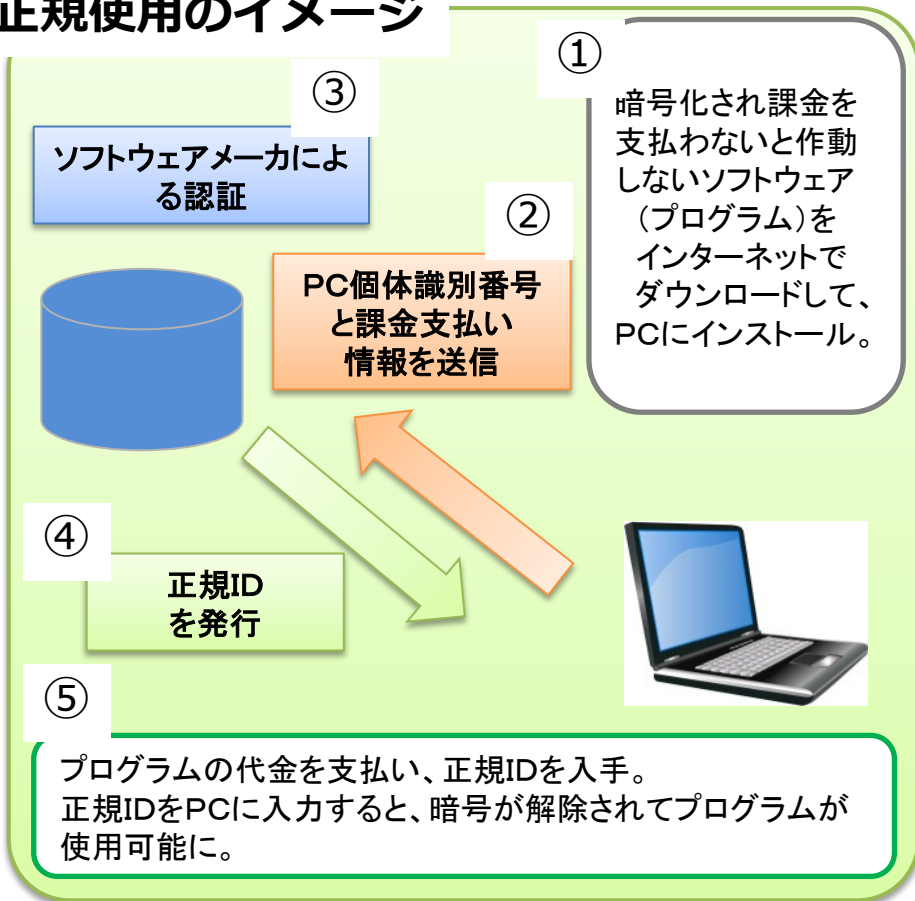
(注1) 当該装置又は当該プログラムが回避機能以外の機能を併せて有する場合は、映像の視聴等を技術的制限手段の効果を妨げることに  
より可能とする用途に供するために行うものに限る。

(注2) 第12号は、他人が特定の者以外の者に映像・音の視聴、プログラムの実行、映像・音・プログラムの記録をさせないために用いている  
技術的制限手段に係る規定。第11号は、第12号に規定する場合以外の技術的制限手段に係る規定。

(注3) 技術的制限手段の試験又は研究のための行為には適用しない(不正競争防止法第19条第1項第8号)。

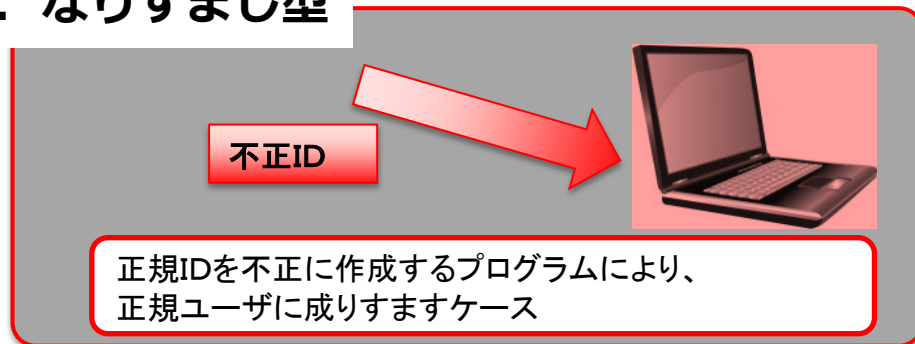
# 近年の無断アクセス・無断コピー技術の例

## 正規使用のイメージ

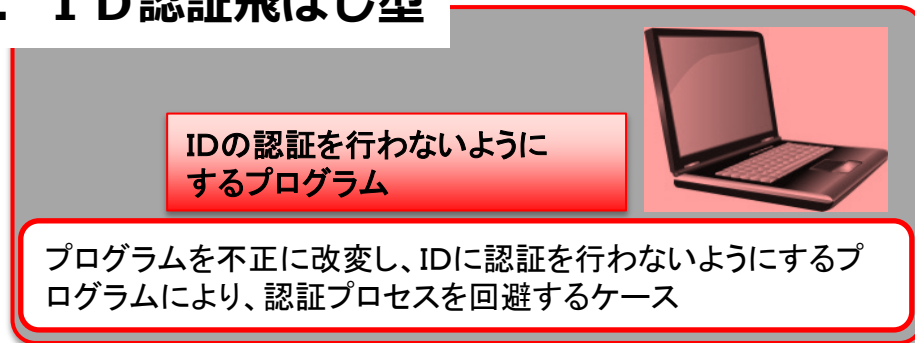


## <想定される情報の不正利用を防止する技術が無効化するケース>

### 1. なりすまし型



### 2. ID認証飛ばし型



## <電子的な情報に付された暗号化等、情報の不正利用を防止する技術として保護対象となる技術の規定>

視聴等機器が特定の反応をする信号を  
**映像・音・プログラムとともに**

記録媒体に記録する  
方式によるもの

送信する方式  
によるもの

「認証済みID」を「信号」と捉えると、プログラム等「ともに」記録・送信に当たるのかが必ずしも明確ではない

# (参考) 技術的制限手段に係る規制とデータに係る規制の関係性

第3回不正競争防止小委員会資料3-2抜粋

## ○規制の趣旨、客体、行為の整理

	技術的制限手段を無効化する装置等の提供	データの不正取得等
規制の趣旨	コンテンツ提供者の営業上の利益を確保し、コンテンツ提供事業者間の公正な競争秩序を図る	データ提供者の競争力の源泉となり得るデータを適切に保護し、投資回収の機会を確保し、以てデータの利活用の促進を図る
客体	信号方式、暗号方式からなる技術的制限手段（第2条第7項）により視聴等が制限されたコンテンツ	他者へ提供を前提として一定の技術的な管理がなされている電子データ（技術的管理性、外部提供性、有用性の要件）
行為	客体を保護する技術的制限手段を無効化する装置の譲渡等	客体の不正取得等

## ○技術的な管理手段と技術的制限手段の対比事例

技術	事例	技術的制限手段	データの技術的な管理手段
信号・暗号方式によらないもの	ID・パスワード方式 専用回線（VPN除く） ダウンロード不可の設定	×	○
暗号方式	専用回線（VPN） データ暗号フォーマット化 スクランブル化	○	○
信号方式	コピーコントロール	○	×
	プログラム（ゲーム等）実行制御	○	×